

第78回 定時株主総会 招集ご通知

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、外出自粛が要請されている状況を鑑み、株主の皆様におかれましては、昨年引き続き感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はなるべくお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただくよう、お願い申し上げます。なお、書面にて事前に議決権をご行使いただく場合は、郵便の遅配が発生する可能性がありますので、お早めの投函を重ねてお願い申し上げます。

本株主総会にご来場の株主の皆様へのお土産はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

また、来場される際は、本招集ご通知の2頁に記載の「来場される株主の皆様へのお願い」をご確認くださいようお願い申し上げます。

日時

令和3年6月29日(火曜日)
午前10時30分(午前9時30分受付開始)

場所

小樽市稲穂2丁目22番1号
小樽経済センタービル
7階 大ホール

目次

■ 第78回定時株主総会招集ご通知	1
■ 事業報告	5
■ 連結計算書類	22
■ 計算書類	24
■ 監査報告書	26
■ 株主総会参考書類	31
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役12名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
第4号議案 退任取締役へ退職慰労金贈呈の件	

北海道中央バス株式会社

証券コード：9085

株 主 各 位

小樽市色内1丁目8番6号
北海道中央バス株式会社
代表取締役社長 二階堂 恭 仁

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、外出自粛が要請されている状況を鑑み、株主の皆様におかれましては、昨年に引き続き感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はなるべくお控えいただき、事前の議決権行使をいただくよう、お願い申しあげます。なお、今回から従来の書面による議決権行使に加えて、新たにインターネットによる議決権行使も可能となりましたのでお知らせ申しあげます。

また、事前に議決権をご行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、来る令和3年6月28日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。なお、書面にて事前に議決権をご行使いただく場合は、郵便の遅配が発生する可能性がありますので、お早めの投函を重ねてお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年6月29日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 小樽市稲穂2丁目22番1号
小樽経済センタービル 7階 大ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第78期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件

以上

(お知らせ)

1. 本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chuo-bus.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
2. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chuo-bus.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(来場される株主の皆様へのお願い)

1. 新型コロナウイルスの感染防止策として、会場の座席間隔を広げるため、ご用意できる席数は、最大50席程度となります。つきましては、来場される株主の皆様には、事前登録制を採用させていただきたいと存じますので、下記連絡先へご連絡・ご登録の上、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

ご連絡・ご登録先：総務部総務課 0134-24-3301

2. 当日の受付は、午前9時30分から開始いたします。
3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
4. 当日、体温測定をさせていただきます。発熱の症状が見られる場合や、せきなど体調不良と見受けられる場合には、入場をお断りさせていただきます。
5. 当日は、マスクの着用と、受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願い申し上げます。なお、マスクを着用しない株主様は入場をお断りさせていただきます。
6. 株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
7. 本株主総会は、感染防止策として、詳細な説明を省略し開催時間を短縮して行いますので、株主の皆様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
8. 総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本株主総会の開催・運営に関して大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chuo-bus.co.jp/>) でお知らせいたします。内容を随時更新いたしますので、ご来場前に最新の発信情報をご確認いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

本株主総会でのお土産はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



1. 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 令和3年6月28日（月曜日）午後5時到着分まで

※郵便の遅配が発生する可能性がありますので、お早めの投函をお願い申し上げます。



2. インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って賛否を入力してください。

行使期限 令和3年6月28日（月曜日）午後5時入力完了分まで



3. 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※事前登録制を採用させていただきます。

詳細は本招集ご通知の2頁に記載の「来場される株主の皆様へのお願い」をご確認ください。

開催日時 令和3年6月29日（火曜日）午前10時30分

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

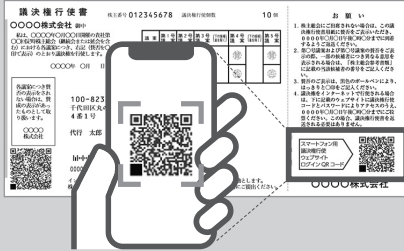
※インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「議決権行使コード」及び「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

ご注意事項

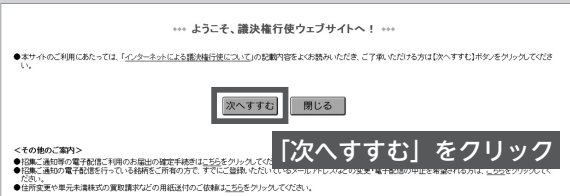
議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主さまのご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

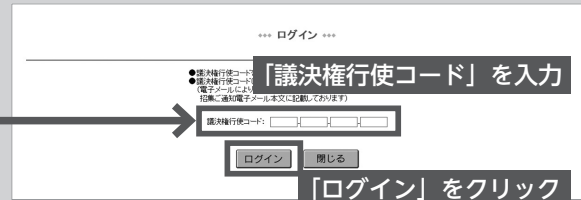
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

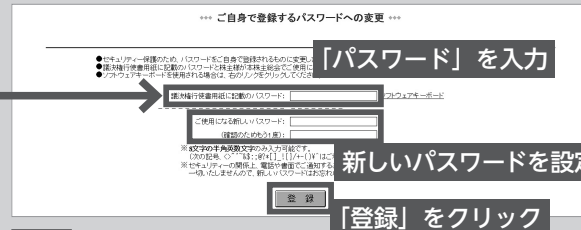
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化し、収束の時期が見通せない中、社会経済活動の停滞が続き、企業収益の急速な減少や雇用環境の悪化など、極めて厳しい状況で推移しました。道内の経済においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光需要の大幅な減少や個人消費の低迷など、厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中、当連結会計年度の業績は、旅客自動車運送事業、観光事業において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、売上高は28,631百万円（前連結会計年度比24.8%減）、営業損失は4,129百万円（前連結会計年度は1,044百万円の営業利益）、経常損失は3,178百万円（前連結会計年度は1,215百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,248百万円（前連結会計年度は220百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

事業別の経営成績は、次のとおりであります。

(1) 旅客自動車運送事業

乗合運送事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、かつてない大幅な減収を余儀なくされました。その中においても、バス車内及び施設の感染防止対策を徹底するとともに、人の移動の抑制やインバウンド需要の消失により大きく減少したバス需要に合わせて、運休や細やかに運行便数の減便を行い、また、緊急事態宣言の解除や外出自粛要請の緩和に合わせて、運休便を再開するなど柔軟な対応をし、地域の公共交通機関としての役割を果たしました。一方、予ねてから懸案の多言語対応のバスロケーションシステムを、小樽市の補助金を受け市内全域の路線バスに導入し、サービスの向上を図りました。

貸切運送事業は、乗合運送事業以上に影響を受け、大幅な減収となりました。

この結果、売上高は13,760百万円（前連結会計年度比36.1%減）、設備投資計画は不要不急の投資等を控え、全面的に見直すなど費用の削減を図りましたが、4,229百万円の営業損失（前連結会計年度は302百万円の営業利益）となりました。

(2) 建設業

建設業は、受注競争の激化により受注高は減少しましたが、完成工事高は増加しました。

この結果、売上高は10,547百万円（前連結会計年度比2.3%増）、営業利益は348百万円（同9.8%増）となりました。

(3) 清掃業・警備業

清掃業・警備業は、受注の減少により減収となりました。

この結果、売上高は3,022百万円（前連結会計年度比3.1%減）、営業利益は125百万円（同16.9%減）となりました。

(4) 不動産事業

不動産事業は、テナントの退去により減収となりました。

この結果、売上高は784百万円（前連結会計年度比0.7%減）、修繕費の減少により営業利益は386百万円（同10.1%増）となりました。

(5) 観光事業

観光事業は、旅客自動車運送事業以上に、人の移動の抑制やインバウンド需要の消失により利用客が大きく減少しました。特に繰り返し発出された緊急事態宣言により、施設の休業や営業時間の短縮などを余儀なくされ、各事業は大幅な減収となりました。

ニセコアンヌプリ国際スキー場は、2019-2020シーズンの冬期営業において、2月以降スキー客が急減し、例年よりも早く営業を終了しました。12月から開始した2020-2021シーズンの冬期営業においても、大きく影響し、スキー客が減少しました。

小樽天狗山スキー場は、運休（68日間）を実施したほか、営業期間及び営業時間の短縮を行い、ロープウェイ利用客が大きく減少しました。

ニセコ温泉郷「いこいの湯宿いろは」は、4月下旬から6月末まで休館（70日間）しました。7月から営業を再開しましたが、Go Toトラベル事業の停止や緊急事態宣言の旅行自粛要請の影響により、予約のキャンセルが相次ぐなど、宿泊客が大きく減少しました。

砂川ハイウェイオアシス館は、道央自動車道に直結した観光施設であります。4月下旬から臨時休業（17日間）を余儀なくされました。5月上旬から営業時間を短縮して営業を再開し、イベントを開催するなど集客に努めましたが、利用客が大きく減少しました。

この結果、売上高は725百万円（前連結会計年度比60.3%減）、660百万円の営業損失（前連結会計年度は76百万円の営業損失）となりました。

(6) その他の事業

飲食業は、外食需要が減少したことにより、営業時間の短縮や臨時休業を余儀なくされました。テイクアウトメニューの販売を新たに開始するなど集客に努めましたが、減収となりました。

自動車教習所は、国や自治体の要請を受け臨時休業（41日間）を実施しましたが、その後の入校生の急増により、増収となりました。

旅行業は、旅行需要が消失し臨時休業を実施しました。6月の営業再開後に、感染防止対策を徹底した旅行商品の企画販売に努めましたが、旅行需要が回復せず、大幅な減収となりました。

この結果、売上高は2,371百万円（前連結会計年度比36.3%減）、116百万円の営業損失（前連結会計年度は34百万円の営業利益）となりました。

セグメント別内訳表

(単位：百万円)

	売上高				営業利益又は営業損失 (△)			
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
旅客自動車運送事業	21,525	13,760	△7,765	△36.1	302	△4,229	△4,531	—
建設業	10,307	10,547	240	2.3	317	348	31	9.8
清掃業・警備業	3,117	3,022	△95	△3.1	150	125	△25	△16.9
不動産事業	790	784	△5	△0.7	350	386	35	10.1
観光事業	1,826	725	△1,101	△60.3	△76	△660	△583	—
その他の事業	3,722	2,371	△1,350	△36.3	34	△116	△151	—
計	41,290	31,212	△10,078	△24.4	1,078	△4,145	△5,224	—
内部取引消去額	△3,196	△2,580	615	19.3	△34	15	50	—
連 結	38,094	28,631	△9,463	△24.8	1,044	△4,129	△5,174	—

2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、100年に1度とも言われる新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、社会・経済活動が停滞し、企業収益の急速な減少や雇用環境の悪化など、極めて厳しい状況にあります。

当社グループは、国や自治体による感染拡大防止策としての緊急事態宣言の発出や外出自粛要請、施設の休業及び営業時間短縮の要請などにより、減少したバス需要に合わせた運休や運行便数の減便、観光施設等の休業や営業時間短縮などを余儀なくされ、大幅な減収となっております。このことから、不要不急の支出を抑え、費用の削減を図るとともに、国の支援制度を活用するなどの施策を実施しております。

コロナ禍の収束期を見通せない中、以前と同じ社会・経済状況に戻ることはないと考えており、人との接触を避けて、テレワーク等で働き方が変化する社会状況に加え、今後、国内・外の人々の動きがどう変わるか、見定めることができない難しい状況です。一方、人口減少、少子高齢化が進む中、「雇用の維持・確保」「事業の在り方」等、引き続き経営諸課題の解決が求められています。

コロナ禍を受けて社会・経済状況が変化する中、当社グループは、経営体制のスリム化・効率化等で固定費の削減等の経営改革を進めるとともに、デジタル社会の進化に合わせてICT技術を経営に取り込み、更なる効率化を進めてまいります。また、社会の要請に応えるべく、常に安全・安心な商品・サービスを提供し、変化する社会の需要に応じた事業展開を進めるとともに、スピード感を持って新たな企業価値の創造に挑戦し、積極果敢に取り組んでまいります。

また、今後も、環境問題への取り組みを企業の責務と考えますとともに、「地域社会との絆」を深めながら、お客さまや株主、お取引先の皆さま等へ感謝し、社会から信頼され、持続する企業集団を目指します。

経営方針として、輸送の安全をはじめ、当社グループの全ての事業において「安全・安心な社会の実現」に向け、弛まぬ努力を重ね、事業の発展、躍進を遂げてまいります。

事業別の対処すべき課題は次のとおりであります。

旅客自動車運送事業においては、人口減少、少子高齢化、車社会の進化等々で地方のバス利用の減少が進む厳しい経営環境にある中で、コロナ禍によって、人々の行動変容が起き、更にバス利用が減少しております。コロナ禍前に戻る状況にはないことは無論のこと、一層、バス利用が減少する傾向にある難しい状況を踏まえ、この需要の変化に応じて、きめ細かく事業計画を見直してまいります。その中でも、生活路線については、人手不足問題を考えながら、これまで担ってきた事業者の役割を踏まえ、公共交通維持に向けて自治体と更なる連携・強化を図ってまいります。

引き続き法令を遵守し安全最優先に努め、社員一丸となり安全・安心なバス輸送サービスを提供してまいります。

建設業においては、受注競争の激化、建設資材の高騰、技能労働者の不足が引き続き見込まれる厳しい環境のもとで、施工の安全を経営の最優先とし、営業力・技術力の強化、施工品質の向上を図ることで、顧客の信頼確保と優良案件の受注獲得を目指すとともに、建設現場の映像をリモートで繋ぎ施工状況の確認を行うなどのICT技術を活用した施工により、生産性の更なる向上を図ってまいります。

清掃業・警備業においては、競争の激化や人手不足が引き続き見込まれる中、人材の確保・育成を図りながら、清掃用ロボットを活用する取り組みなどにより、生産性を向上させるとともに、新規物件を獲得するための積極的な営業活動に努めてまいります。

不動産事業においては、グループ内で連携・強化を図り、新規賃貸契約の獲得や遊休不動産の有効活用につなげてまいります。

観光事業においては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大によりインバウンド需要が消失し、その需要がいつ回復するか見通せないことから、国内客や道内客、地元の利用者を中心とした集客に努めてまいります。

ニセコアンヌプリ国際スキー場は、ニセコ全山4スキー場において協働し、国内のスキー客や観光客をニセコに誘致するためのプロモーション活動を行ってまいります。

ニセコ温泉郷「いこいの湯宿いろは」は、個人客を対象としたインターネットからの情報発信を強化してまいります。

砂川ハイウェイオアシス館は、地元客に利用してもらえる店舗運営や通販事業の更なる強化を図ってまいります。

コロナ収束後を見据え、令和3年4月1日にグループの観光事業の中長期の事業戦略を練る観光事業推進本部を新設し、国内外の観光需要などの情報を集め、人々の行動様式や観光動向を的確に捉えて事業戦略を策定し、グループ観光事業の推進及び拡大を図り、収益の確保に努めてまいります。

その他の事業においては、飲食業は、コロナ禍により外食需要が減少しておりますが、テイクアウトメニューや少人数での会食プランなどを提供してまいります。

介護福祉事業は、長年培ってきた「中央バスグループの安全・安心」ブランドを守りながら、利用者へ質の高いサービスを提供してまいります。

自動車教習所は、全車種教習に加え、北海道労働局認定の技能講習や、国土交通省認定の適性診断と運行管理者の指導講習が全て1箇所で受けられる優位性を活かし、他校との差別化を進めてまいります。

3. 設備投資等及び資金調達の状況

(1) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は449百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

区 分	内 容	部 門
車 両	営業用バス新車1両購入	旅客自動車運送事業
	バスロケーションシステム導入	
建 物	おたもい営業所新築	

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 75 期 (平成30年3月期)	第 76 期 (平成31年3月期)	第 77 期 (令和2年3月期)	第 78 期 (当連結会計年度) (令和3年3月期)
売 上 高(百万円)	39,298	38,771	38,094	28,631
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	1,580	1,196	1,215	△3,178
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	899	158	220	△2,248
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	343.55	60.43	84.08	△859.15
総 資 産(百万円)	41,982	41,135	41,365	38,664
純 資 産(百万円)	30,604	30,443	31,061	27,691
1株当たり純資産額(円)	11,561.08	11,489.80	11,716.59	10,429.49

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式の数を控除して計算しております。
2. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第75期(平成30年3月期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

5. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
空知中央バス株式会社	50 ^{百万円}	100%	旅客自動車運送事業
札幌第一観光バス株式会社	50	100	旅客自動車運送事業
株式会社泰進建設	152	100	建設業
勝井建設工業株式会社	50	100	建設業
中央ビルメンテナンス株式会社	10	100	清掃業・警備業
中央バス観光開発株式会社	100	100	観光事業
株式会社中央バス自動車学園	50	100	自動車教習所

(注) 勝井建設工業株式会社の議決権は、株式会社泰進建設が100%所有しております。

6. 主要な事業内容 (令和3年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社14社及び関連会社3社で構成されており、事業別の概要は次のとおりであります。なお、当社は、令和3年4月1日付で旅行業を営んでいる連結子会社の株式会社シービーツアーズを吸収合併しております。

事業種目	事業内容
旅客自動車運送事業	乗合旅客自動車運送事業、貸切旅客自動車運送事業
建設業	土木建築工事の請負及び設計監理
清掃業・警備業	建物施設総合管理、警備保障
不動産事業	土地建物の賃貸、販売及び売買の仲介
観光事業	スキー場、ホテル業、観光施設業
その他の事業	飲食業、公衆浴場業、介護福祉事業、物品販売業、自動車教習所、サービス業(乗車券発売)、情報記録物製造業、旅行業

7. 主要な事業所（令和3年3月31日現在）

(1) 当社の主要な事業所

本 社	小樽本社（本店）	小樽市色内1丁目8番6号
	札幌本部	札幌市中央区大通東1丁目3番地
事業部	バス事業部	(札幌市中央区) (18営業所)
	関連事業部	(札幌市中央区)

(注) 令和3年4月1日付で、観光事業推進本部を新設しております。

(2) 子会社の主要な事業所

空知中央バス株式会社	(滝川市)
札幌第一観光バス株式会社	(札幌市豊平区)
株式会社泰進建設	(滝川市・札幌市中央区)
勝井建設工業株式会社	(岩見沢市)
中央ビルメンテナンス株式会社	(札幌市東区)
中央バス観光開発株式会社	(小樽市・ニセコ町)
株式会社中央バス自動車学園	(札幌市北区)

8. 従業員の状況（令和3年3月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,880名 (570名)	△27名 (△67名)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、退職者、使用人兼務役員を含んでおりません。
 2. パートタイマー・アルバイト等の臨時従業員の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

9. 主要な借入先の状況（令和3年3月31日現在）

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項 (令和3年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 6,000,000 株
2. 発行済株式の総数 3,146,000 株
3. 株 主 数 1,602 名
4. 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
中 央 バ ス 総 業 株 式 会 社	1,073 ^{千株}	37.02 [%]
株 式 会 社 北 洋 銀 行	144	4.96
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	143	4.96
北 海 道 中 央 バ ス 社 員 持 株 会	94	3.27
中 央 振 興 株 式 会 社	81	2.80
株 式 会 社 昭 和 総 業	58	2.03
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	39	1.36
株 式 会 社 菱 友	34	1.17
極 東 建 設 株 式 会 社	30	1.03
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	27	0.96

- (注) 1. 上記大株主には、自己株式 (247,311株) は含まれておりません。
 2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（令和3年3月31日現在）

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
平尾 一 彌	代表取締役	会 長	中央バス総業株式会社 代表取締役社長
二階堂 恭 仁	代表取締役	社 長	総括 経営企画本部担当 運輸・輸送安全推進本部長 札幌第一観光バス株式会社 代表取締役社長
加藤 幸 嗣	取 締 役	専務執行役員	整備担当 中央ビルメンテナンス株式会社 代表取締役社長
大森 正 昭	取 締 役	専務執行役員	財務・総務担当 内部監査室長
泉山 利 彦	取 締 役	専務執行役員	関連事業・観光関連担当 砂川ハイウェイオアシス観光株式会社 代表取締役社長
橋本 雄 二	取 締 役	常務執行役員	労務担当 労務部長 兼 雇用対策室長
戸井 宣 夫	取 締 役		株式会社泰進建設 代表取締役社長
岡田 浩 司	取 締 役		中央バス観光開発株式会社 代表取締役社長
杉江 俊太郎	取 締 役		杉商株式会社 代表取締役社長
菊井 隆 則	取 締 役	執行役員 (二セコ在勤)	スキー場事業・ホテル事業現地統括
安田 徹	取 締 役	執行役員	総務部長 兼 IT戦略推進室長
阿部 一 三	取 締 役	執行役員	経営企画室長
平間 俊 一	常勤監査役		
富岡 公 治	監 査 役		弁護士 富岡公治法律事務所 所長 株式会社泰進建設 監査役 中央ビルメンテナンス株式会社 監査役
森川 潤 一	監 査 役		公認会計士 森川公認会計士事務所 所長 和弘食品株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、杉江俊太郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、富岡公治及び森川潤一の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役富岡公治氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役森川潤一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、当社は、同氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役の異動

(1) 令和2年6月19日付で取締役の担当に次のとおり変更がありました。

氏名	変更後	変更前
橋本雄二	労務担当 労務部長 兼 雇用対策室長	労務担当

(2) 令和2年6月19日付で取締役の重要な兼職の状況に次のとおり変更がありました。

氏名	変更後	変更前
二階堂恭仁	札幌第一観光バス株式会社 代表取締役社長	—
大森正昭	—	中央バス商事株式会社 代表取締役社長

6. 当事業年度末日後の取締役の異動

令和3年4月1日付で取締役の担当に次のとおり変更がありました。

氏名	変更後	変更前
泉山利彦	関連事業・観光関連担当 観光事業推進本部長	関連事業・観光関連担当

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。

令和3年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
柴田隆夫	執行役員 経営企画本部付特命担当
桑島靖明	執行役員 経営企画室観光関連統括マネージャー
中川原清行	執行役員 バス事業部長
伊藤正道	執行役員 関連事業部長
田下義則	執行役員 運輸部長

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会において決議して定めております。

その概要は、基本報酬は、株主総会で承認された範囲内で、役位、職責に応じて当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

また、退職慰労金は、株主総会の決議を経たうえで、当社における一定の基準に従い決定するものとしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

平成28年6月29日開催の第73回定時株主総会決議における取締役の報酬額は、年額186百万円以内（うち社外取締役12百万円以内）であります。（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役1名）であります。）

平成28年6月29日開催の第73回定時株主総会決議における監査役の報酬額は、年額42百万円以内であります。（当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。）

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長 平尾一彌及び代表取締役社長 二階堂恭仁が、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を協議して決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び退職慰労金の額であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

上記手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	人 員	報 酬 額 (基本報酬)	報酬等の合計額 (役員退職引当金繰入額を含む)
取 締 役	12名	106,630千円	120,830千円
監 査 役	3名	16,560千円	18,160千円
合 計 (うち社外役員)	15名 (3名)	123,190千円 (12,600千円)	138,990千円 (13,500千円)

(注) 上記のほか、社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額は、720千円です。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役杉江俊太郎氏は、杉商株式会社の代表取締役社長であります。当社は同社から車両燃料等を購入しております。

監査役富岡公治氏は、富岡公治法律事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、同氏は当社の子会社である株式会社泰進建設及び中央ビルメンテナンス株式会社の監査役であります。

監査役森川潤一氏は、森川公認会計士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、同氏は和弘食品株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役杉江俊太郎氏は、当事業年度に開催された取締役会8回のすべてに出席し、主に経営者としての知識及び経験から、当社の経営全般に助言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、社外取締役として適切な役割を果たしております。

監査役富岡公治氏は、当事業年度に開催された取締役会8回、監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、社外監査役として当社の経営全般に助言などを行っております。

監査役森川潤一氏は、当事業年度に開催された取締役会8回、監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、社外監査役として当社の経営全般に助言などを行っております。

また、各社外監査役は、これら取締役会及び監査役会への出席に加え、定期的で開催される社内会議に出席し、経営トップとの意見交換を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

内 容	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、当事業年度の監査計画に係る監査日数・配員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明のもとに、前事業年度の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長を委員長とし、取締役、執行役員、部長及びグループ会社社長で構成する企業倫理並びに危機管理委員会を設置し、年間活動計画に基づき、企業倫理と危機管理に係る社内体制・社内規程等の整備及び運用状況の確認、社員等への教育・啓発活動等を実施する。
- ② 企業行動指針として制定した「中央バスグループ企業倫理規範」に基づく教育を実施し、法令・定款・社内規程等を遵守する組織運営や企業風土の醸成を図る。
- ③ 取締役会に直属の部署として「内部監査室」を設置し、各部署及びグループ会社における法令・定款・社内規程の遵守状況及び危機管理体制（輸送の安全確保を含む）を定期的に監査する。
- ④ 内部通報制度を設け、当社及びグループ会社における法令違反行為等、企業倫理に反する行為の未然防止、早期発見及び是正に努める。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これに毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程、稟議規程等に従って議事録、稟議書、その他定められた文書を作成し、文書管理規程等に基づいて定められた期間保存するなど適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 各部署及びグループ会社は、それぞれの業務に関する損失の危険の把握、マニュアル等の整備、経営危機発生時の緊急体制の整備等、危機ごとの対応策及び防止策を、危機管理規程に基づき講じる。
- ② 危機管理規程及び関連する個別規程に関し、企業倫理並びに危機管理委員会において経営環境等の変化に応じて整備するとともに、運用状況の確認を行う。また、危機管理に関する事項について、年間活動計画に基づき、社員等に対する教育・訓練を行う。
- ③ 輸送の安全確保が事業の根幹であることを公共交通事業者として深く認識し、法令に基づき輸送安全管理規程等を整備するとともに「輸送安全管理委員会」を設置し、積極的に輸送の安全確保に取り組む。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と、業務執行の効率化を図る。
- ② 取締役会は年4回四半期毎に開催する他、必要に応じ随時開催する。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を取り扱い、的確かつ迅速な意思決定と職務執行状況の監督等を行う。

- ③ 取締役常務執行役員以上の役員で構成される常務会を随時開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行い、重要事項の決定等に反映させる。
- ④ また、取締役常務執行役員以上の役員で構成される経営改革会議を随時開催し、経営方針・事業計画その他職務執行に関する重要事項が円滑に合意できるよう横断的な討議を行う。
- ⑤ 効率的な事業運営を行うため、各年度の収支目標や中長期計画を策定し、その達成に向けて具体的な施策を実行する。取締役は、それらの進捗管理と課題の把握に努め、取締役会等の的確かつ迅速な意思決定を図る。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業倫理並びに危機管理委員会において、グループ全体の企業倫理や危機管理の基本的な方針等を定め、グループ全体における業務の適正を確保する。また、グループ会社においても、各社社長の権限と責任のもと、「中央バスグループ企業倫理規範」に基づく教育の推進や社内体制・社内規程の整備等に取り組む。
- ② 当社の取締役常務執行役員以上の役員及びグループ会社の社長で構成される社長会のほか、業種別に構成される常設の部会、共通の経営課題に関する委員会を随時開催し、グループ会社の経営上の重要事項等に関して協議及び報告を行う。
- ③ 当社の経営企画室は、当社経営トップの指示のもとで、統括管理部門として関係会社管理規程等に基づきグループ会社の管理及び指導を行う。グループ会社における経営上の重要な事項は、グループ会社が、事前に当社経営トップに上申したうえで、必要な手続きを経て実施する。
- ④ 当社の役員等がグループ会社の取締役、監査役に就任するとともに、定期的で開催される経営会議に出席し、職務執行状況の監督等を行い、業務の適正を確保する。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役会からの要請により必要に応じてその職務を補助する社員を置くこととし、その人事については、取締役と監査役会が協議し決定する。

(7) 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役会に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその内容を速やかに報告する。また、取締役、執行役員及びその他の社員は、監査役のために応じて必要な報告及び情報提供を行う。

(8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるができる。
- ② 監査役は、当社の会計監査人と監査情報の交換を行うとともに、内部監査室との連携を図る。
- ③ 監査役会は、社長と定期的に会議を開催し、意見や情報の交換を行う。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を整備するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うことで、財務報告の信頼性を確保する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、企業倫理並びに危機管理委員会を、当事業年度において合同で2回開催いたしました。この中で、前事業年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対する各事業別の課題及びその対策を協議するとともに、マニュアルの策定及び見直しをいたしました。また、両委員会において、企業倫理と危機管理に係る社内体制・社内規程等の整備及び運用状況を確認し、社員への教育・啓発活動を実施いたしました。

社員教育については、グループ統一社是「グループ五訓」のもと、各社員が「中央バスグループ企業倫理規範」を遵守し、高い倫理観を持って誠実に行動することとしており、また、具体的な日常の実践すべき事項として「社員心得 基本10ヶ条」を定め、あらゆる機会を通じて浸透させ徹底を図ることで、社員のさらなる意識向上を目指しております。

また、内部監査室が、内部監査計画に基づき、各部署及びグループ会社における法令・定款・社内規程の遵守状況及び輸送の安全確保を含む危機管理体制を監査し、その結果を取締役会、企業倫理並びに危機管理委員会などに報告しております。

(注) 本事業報告中に記載の金額、株式数及び比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、金額の増減に係る比率につきましては四捨五入で表示しております。

連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
		千円	
流 動 資 産	15,329,681	流 動 負 債	6,957,526
現金及び預金	8,000,821	支払手形及び買掛金	2,001,591
受取手形及び売掛金	4,005,400	未払金	1,447,881
有価証券	2,450,000	未払費用	452,643
たな卸資産	196,489	未払消費税等	625,361
その他	680,544	未払法人税等	224,524
貸倒引当金	△ 3,573	前受金	368,245
		預り金	1,538,188
		賞与引当金	227,840
		完成工事補償引当金	2,572
		その他	68,676
固 定 資 産	23,334,662	固 定 負 債	4,015,236
有 形 固 定 資 産	19,801,421	繰延税金負債	404,863
建物及び構築物	4,522,938	退職給付に係る負債	2,721,468
機械及び装置	393,626	役員退職引当金	341,609
車両運搬具	4,671,332	その他	547,294
工具器具及び備品	193,516		
土地	10,020,006	負 債 合 計	10,972,762
		純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	109,158	株 主 資 本	27,520,677
		資 本 金	2,100,000
投 資 そ の 他 の 資 産	3,424,082	資 本 剰 余 金	759,341
投資有価証券	2,939,790	利 益 剰 余 金	25,878,675
長期貸付金	35,095	自 己 株 式	△ 1,217,340
長期前払費用	22,621	その他の包括利益累計額	△ 224,501
繰延税金資産	182,251	その他有価証券評価差額金	190,424
その他	267,500	退職給付に係る調整累計額	△ 414,925
貸倒引当金	△ 23,177	非 支 配 株 主 持 分	395,405
資 産 合 計	38,664,344	純 資 産 合 計	27,691,582
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	38,664,344

連結損益計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

科 目	金 額	千円	千円
売上高			28,631,736
売上原価			29,795,364
売上総損失(△)			△ 1,163,627
販売費及び一般管理費			2,966,202
営業損失(△)			△ 4,129,830
営業外収益			
受取利息及び配当金	89,877		
持分法による投資利益	20,096		
助成金収入	820,368		
その他	24,036		954,378
営業外費用			
支払利息	270		
その他	2,915		3,186
経常損失(△)			△ 3,178,637
特別利益			
固定資産売却益	4,263		
補助金収入	73,073		
投資有価証券売却益	1,790,762		
その他	293		1,868,393
特別損失			
固定資産除売却損	16,416		
固定資産圧縮損	63,058		
その他	157,279		236,754
税金等調整前当期純損失(△)			△ 1,546,998
法人税、住民税及び事業税	249,534		
法人税等調整額	449,681		699,215
当期純損失(△)			△ 2,246,214
非支配株主に帰属する当期純利益			2,472
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△ 2,248,687

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
		千円	
流 動 資 産	8,370,370	流 動 負 債	3,815,251
現金及び預金	4,404,161	買掛金	461,170
売掛金	1,100,506	未払掛金	1,083,396
有価証券	2,450,000	未払消費税等	222,206
貯蔵品	92,829	未払法人税等	434,036
短期貸付金	90,180	未払受取金の他	88,411
その他の貸倒引当金	234,052	長期借入金	107,582
	△ 1,359	繰上引当金の他	1,404,927
		退職給付引当金の他	13,519
固 定 資 産	21,985,312	固 定 負 債	5,354,330
有形固定資産	17,942,011	長期借入金	2,600,000
建物	3,633,393	繰上引当金の他	348,217
構築物	610,769	退職給付引当金の他	1,718,834
機械及び装置	397,628		183,570
車両運搬具	4,564,346	負債合計	9,169,582
工具器具及び備品	111,020	純資産の部	
土地	8,624,852	株 主 資 本	20,993,666
無形固定資産	66,618	資 本 剰 余 金	2,100,000
ソフトウェア	60,456	資 本 準 備 金	751,102
その他	6,161	その他資本剰余金	751,101
投資その他の資産	3,976,682	利 益 剰 余 金	1
投資有価証券	2,502,912	利 益 準 備 金	18,909,857
関係会社株式	1,332,917	その他利益剰余金	525,000
長期前払費用	17,720	土地圧縮積立金	18,384,857
その他の貸倒引当金	131,993	その他資産圧縮積立金	1,014,676
	△ 8,860	配当準備積立金	328,504
資 産 合 計	30,355,683	別途積立金	393,000
		繰越利益剰余金	13,800,000
		自己株式	2,848,676
		評価・換算差額等	△ 767,293
		その他有価証券評価差額金	192,434
		純資産合計	192,434
		負債及び純資産合計	21,186,101
			30,355,683

損益計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売 上 高 旅客自動車運送事業営業収益 不動産事業営業収益 その他事業営業収益	13,113,141 989,176 257,385	14,359,703
売 上 原 価 旅客自動車運送事業営業費 不動産事業営業費 その他事業営業費	16,107,309 655,411 405,475	17,168,196
売 上 総 損 失 (△) 一 般 管 理 費 (△) 営 業 損 外 収 益		△ 2,808,492 1,059,692
受取利息及び配当金 助成金の収入 その他費用	313,828 484,481 12,011	810,321
営 業 外 費 用 他 支払の利息 その他	5,384 2,832	8,216
経 常 損 失 (△) 特 別 利 益		△ 3,066,080
固定資産売却益 補助金収入 投資有価証券売却益 その他	4,093 71,094 1,790,762 293	1,866,243
特 別 損 失 固定資産除売却損 固定資産圧縮損 その他	14,910 63,058 458,883	536,852
税 引 前 当 期 純 損 失 (△) 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	26,368 393,087	△ 1,736,690 419,455
当 期 純 損 失 (△)		△ 2,156,146

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月19日

北海道中央バス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 藤原 明 ㊞

公認会計士 萩原 靖之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道中央バス株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道中央バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月19日

北海道中央バス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 藤原 明 ㊞

公認会計士 萩原 靖之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道中央バス株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月20日

北海道中央バス株式会社 監査役会

常勤監査役	平 間 俊 一	印
社外監査役	富 岡 公 治	印
社外監査役	森 川 潤 一	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

コロナ禍にあって、当期（令和3年3月期）の業績は5頁～7頁に記載のとおり、かつてない状況であることを踏まえて、当社がこれまでとってきた配当政策等を勘案し、以下のとおり1株につき25円とさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額72,467,225円

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和3年6月30日（水曜日）

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひら お かず や 平尾 一 彌 (昭和17年9月18日生)	昭和41年4月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成12年6月 当社専務取締役 平成14年6月 当社代表取締役専務 平成17年6月 当社代表取締役社長 平成24年6月 当社代表取締役会長 平成30年1月 当社代表取締役会長兼社長 平成30年6月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 中央バス総業株式会社 代表取締役社長	2,700株
2	にかいどう たか ひと 二階堂 恭 仁 (昭和35年11月9日生)	昭和58年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役運輸部長 平成27年6月 当社取締役常務執行役員 平成30年6月 当社代表取締役社長（現任） (担当) 総括 経営企画本部担当 運輸・輸送安全推進本部長 (重要な兼職の状況) 札幌第一観光バス株式会社 代表取締役社長	1,900株
3	か どう こう じ 加藤 幸 嗣 (昭和23年10月13日生)	昭和47年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役総務部長兼広報室長 平成13年6月 当社取締役運輸部長 平成17年6月 当社常務取締役札幌事業部長 平成23年6月 当社常務取締役 平成26年6月 当社専務取締役 平成27年6月 当社取締役専務執行役員（現任） (担当) 整備担当 (重要な兼職の状況) 中央ビルメンテナンス株式会社 代表取締役社長	9,805株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	おお もり まさ あき 大森正昭 (昭和26年9月5日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役総務部長 平成23年6月 当社常務取締役内部監査室長兼総務部長 平成26年4月 当社常務取締役内部監査室長 平成27年6月 当社取締役常務執行役員 平成30年6月 当社取締役専務執行役員（現任） （担当） 財務・総務担当 内部監査室長	2,400株
5	いずみ やま とし ひこ 泉山利彦 (昭和27年5月4日生)	昭和52年4月 サッポロビール株式会社入社 平成21年9月 同社北海道本社代表 平成23年3月 同社執行役員北海道本社代表 平成25年3月 同社北海道本社相談役 平成26年3月 同社退職 平成27年6月 当社取締役 平成28年6月 当社取締役常務執行役員 平成30年6月 当社取締役専務執行役員（現任） （担当） 関連事業・観光関連担当 観光事業推進本部長 （重要な兼職の状況） 砂川ハイウェイオアシス観光株式会社 代表取締役社長	500株
6	と い のり お 戸井宣夫 (昭和17年1月15日生)	昭和48年6月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成15年6月 中央ビルメンテナンス株式会社代表取締役社長 平成15年6月 当社取締役（現任） 平成19年6月 株式会社泰進建設代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社泰進建設 代表取締役社長	4,321株
7	おか だ こう じ 岡田浩司 (昭和35年12月19日生)	昭和58年4月 当社入社 平成21年4月 当社小樽事業部長 平成23年6月 当社取締役経営企画室長 平成26年4月 中央バス観光開発株式会社代表取締役社長（現任） 平成26年4月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 中央バス観光開発株式会社 代表取締役社長	2,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	すぎ え しゅんたろう 杉 江 俊太郎 (昭和30年11月21日生)	平成3年2月 杉商株式会社代表取締役社長（現任） 平成19年7月 札幌ヨコハマタイヤ株式会社代表取締役社長（現任） 平成22年11月 小樽商工会議所副会頭 平成28年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 杉商株式会社 代表取締役社長	19,519株
9	きく い たか のり 菊 井 隆 則 (昭和38年10月15日生)	昭和61年4月 当社入社 平成22年4月 当社関連事業部副部長 平成27年6月 当社執行役員 平成27年9月 当社執行役員（ニセコ在勤）経営企画室付 ニセコエリア観光事業統括マネージャー 平成28年5月 当社執行役員（ニセコ在勤）経営企画室付 ニセコエリア観光事業統括マネージャー兼 関連事業部いこいの湯宿いろは統括マネージャー 平成30年6月 当社取締役執行役員（ニセコ在勤）スキー場 事業・ホテル事業現地統括（現任）	800株
10	やす だ とおる 安 田 徹 (昭和42年8月15日生)	平成4年4月 当社入社 平成23年4月 当社総務部副部長 平成26年4月 当社総務部長 平成27年6月 当社執行役員総務部長 平成29年6月 当社執行役員総務部長兼IT戦略推進室長 平成30年6月 当社取締役執行役員総務部長兼IT戦略推進室長（現任）	1,000株
11	あ べ かず み 阿 部 一 三 (昭和43年4月5日生)	平成4年4月 当社入社 平成23年4月 当社経営企画室統括マネージャー 平成26年4月 当社経営企画室長 平成27年6月 当社執行役員経営企画室長 平成30年6月 当社取締役執行役員経営企画室長（現任）	900株
12	※ なかがわら きよ ゆき 中川原 清 行 (昭和43年3月30日生)	平成2年4月 当社入社 平成28年11月 当社運輸部長 平成30年4月 当社札幌事業部長 平成30年6月 当社執行役員札幌事業部長 平成31年4月 当社執行役員バス事業部長（現任）	700株

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 杉江俊太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 杉江俊太郎氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年であります。
5. 杉江俊太郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要について
杉江俊太郎氏は、経営者として専門的な知識及び経験を有しており、独立性をもって経営の監視を遂行することが期待されるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
杉江俊太郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことに備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
おお もり しげ のぶ 大森茂伸 (昭和32年11月7日生)	昭和57年10月 公認会計士登録 (現任) 平成20年7月 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) シニアパートナー 平成30年6月 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 退社 平成30年10月 大森公認会計士事務所 所長 (現任) (重要な兼職の状況) 大森公認会計士事務所 所長	100株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大森茂伸氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者とした理由について
大森茂伸氏は、公認会計士として培われた財務、会計に関する知識及び経験を当社の監査体制に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について
大森茂伸氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門知識と企業経営に関する高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
5. 社外監査役との責任限定契約について
大森茂伸氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。大森茂伸氏が社外監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 退任取締役へ退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます橋本雄二氏に対し、その在任中の功労に報いるため退職慰労金を、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内において贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

同氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
はしもと ゆうじ 橋本雄二	平成19年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役 平成27年6月 当社取締役常務執行役員（現任）

以上

メ 毛

株主総会会場ご案内図

会 場 小樽市稲穂2丁目22番1号
小樽経済センタービル 7階 大ホール
(中央バス小樽ターミナルから徒歩3分)
※当会場は駐車場がございません。



交通機関 (当社バス) 最寄りバス停「小樽駅前」でお降り下さい。